

平成31年度（2019年度）水質検査計画書



水道法施行規則の一部改正により、水道水の水質基準項目について水質検査計画を策定することが定められました。これに基づき上ノ国町水道課は「平成31年度（2019年度）水質検査計画書」を策定しましたので公表いたします。

平成31年3月

上ノ国町水道課

・ はじめに

水質検査計画とは、水質基準の適合状況を把握するために不可欠である水質検査を適正に行うために、検査場所や検査項目、検査回数等について定めたものです。

本町においても、従来から水質基準に適合する水道水を供給するための水質検査を実施してきましたが、水道法施行規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）の改正により、検査項目の増加と併せて国への登録による民間業者での水質検査が可能となりました。

当町では、地域性や水源の種類・質・浄化方法等を考慮し、効率的・合理的な水質検査計画を策定し、ご利用頂いている町民の皆様にお知らせいたします。また、水質検査計画についても毎年度見直しを行い、これからもより安全で、良質な水道水の供給に努めてまいります。

・ 目 次

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
2. 水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況・・・・・・・・	p 2
4. 採水地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 2
5. 水質検査項目、検査頻度及び採水日程・・・・・・・・	p 3
6. 水質検査方法及び精度・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
7. 水質検査委託の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
8. 臨時の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 4
9. 水質検査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 4
10. 関係者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 4
表 1～表 5 水質基準項目及び検査頻度・・・・・・・・	p 5～p 9
表 6～表 10 水質検査項目及び採水日程・・・・・・・・	p 10～p 14

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている蛇口（給水栓）に加え、浄水場の入口（原水）とします。

2) 検査項目

検査項目は、水道法で定められた水質基準項目を遵守するとともに、水の安全性の確保に向け必要と認められる場合は、随時必要な項目を検査することとします。

3) 検査頻度

<原水>

各水源ごとに年1回、消毒副生成物を除く全項目（40項目）検査を実施します。また、クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を安全性確認のため年12回行います。

<浄水>

一般細菌、大腸菌、有機物、味、臭気及び濁度などの検査を、各系統を代表する蛇口より毎月実施します。

過去の検査結果を踏まえ、概ね3年に1回程度まで検査回数を減らすことが可能な項目については、法に基づき適切に対応することとする。

また、臭気発生原因物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、年1回実施します。

- 4) この計画の期間は、平成31年（2019年）4月1日～平成32年（2020年）3月31日までとし、計画の内容は、毎年見直しすることとします。

2. 水道事業の概要

上ノ国町水道事業の給水状況は次のとおりです。

平成30年12月末日現在

行政区域内人口	4,851 人	
給水区域外人口	278 人	石崎 278 人
給水区域内人口	4,573 人	未給水 含む
現給水人口	4,566 人	普及率 99.8%
給水戸数	2,260 戸	
計画一日最大給水量	2,200 m ³ /日	
計画一日平均給水量	1,520.0 m ³ /日	
計画一人一日最大給水量	463.2 リットル	
計画一人一日平均給水量	320.0 リットル	

各浄水施設の概要について

施 設 名	所 在 地	原 水 の 種 別	浄 水 能 力	浄水処理方法
桂岡地区	上ノ国町字桂岡	表流水	2,000 m ³ /日	緩速ろ過
湯ノ岱地区	上ノ国町字湯ノ岱	表流水	345 m ³ /日	緩速ろ過
木ノ子地区	上ノ国町字小安在	表流水	510 m ³ /日	緩速ろ過
小砂子地区	上ノ国町字小砂子	表流水	75 m ³ /日	緩速ろ過

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

1) 天野川水系苦符川

桂岡地区を流れる苦符川の上流4 kmに取水堰を設け、表流水を取水し桂岡浄水場へ導水されます。取水口と浄水場施設との高さ関係から、途中にポンプ場を設置し増圧し導水しています。

取水口が国有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

2) 天野川水系天野川支流下の沢川

湯ノ岱地区を流れる下ノ沢川の上流5.2 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下により湯ノ岱浄水場へと導水されています。取水口が国有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

3) 小安在川水系小安在川

木ノ子地区を流れる小安在川の上流3.2 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下にて木ノ子浄水場へ導水されています。取水口が道有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

4) 相泊川水系相泊川

小砂子地区を流れる相泊川の上流0.6 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下にて小砂子浄水場へ導水されます。取水口の背後地が道有林ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

4. 採水地点

採水地点については、各水源、各浄水場からの水質を代表する適切な地点を設定しました。

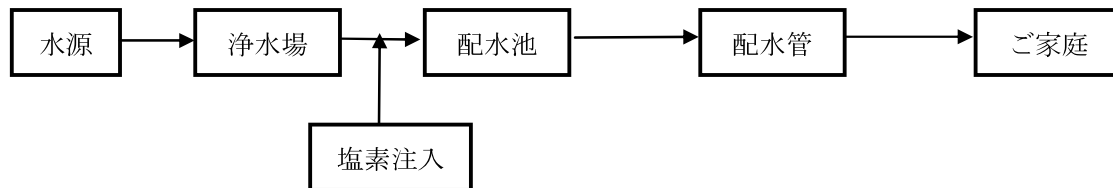
(1) 原水

- ①天野川水系苦符川・・・・・・・・・・・・・・・・桂岡浄水場入口
- ②天野川水系天野川支流下ノ沢川・・・・・・・・湯ノ岱浄水場入口
- ③小安在川水系小安在・・・・・・・・・・・・・・・・木ノ子浄水場入口
- ④相泊川水系相泊川・・・・・・・・・・・・・・・・小砂子浄水場入口

(2) 浄水（給水栓）

- ①桂岡地区・・・・・・・・・字大留・・・・・・・・・総合福祉センター（ジョイじょぐら）
- ②湯ノ岱地区・・・・・・・・・字湯ノ岱・・・・・・・・・上ノ国町役場 湯ノ岱出張所
- ③木ノ子地区・・・・・・・・・字木ノ子・・・・・・・・・滝沢小学校
- ④小砂子地区・・・・・・・・・字小砂子・・・・・・・・・小砂子地藏堂

・ 水源からご家庭に水が届けられるまでのフローは次のとおりです。



5. 水質基準項目、検査頻度及び採水日程

表 1～10 に記載しました。 p 5～p 14 参照

6. 水質検査方法及び精度

<水質検査方法>

- 1) 水質基準項目の検査方法は、「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査を行います。
- 2) その他の検査方法は、「上水試験方法（日本水道協会）」により検査を行います。

<検査精度>

- 1) 原則として基準値及び目標値の 1／10 の定量下限が得られること。
- 2) 基準値の 1／10 付近の測定において、金属類では変動係数（CV）が 10％以内であること、また、有機物では変動係数 20％以内の精度を確保していること。

<検査の委託について>

- 1) 法改正により民間での水質検査が可能となったことから、平成 16 年度より民間の水道法第 20 条の登録機関へ検査を依頼し、水道法で検査が義務付けられている「水質基準検査項目」及び水質管理上必要な検査項目について検査を実施してきました。また、平成 25 年度からは委託契約を締結することで方法等の文書化を図り、より明確な検査を実施しております。

7. 水質検査委託の内容

<採水容器及び採水方法>

- 1) 採水容器については、水質検査機関が検査項目に対し採水地点ごとに用意します。また、採水容器の洗浄については、水質検査機関の責任において充分に行います。
- 2) 採水方法は、水道課職員が行い、採水された試料へ検査に必要な試薬を混入する場合は、慎重かつ正確に行います。

＜運搬方法＞

- 1) 採水された試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して水質検査機関が回収及び運搬します。また、試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内に運搬することとしています。

＜検査実施状況の確認方法＞

- 1) 水質検査機関の検査技術能力を把握するため、必要があれば検査結果の根拠書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料等の提出を求め確認します。

8. 臨時の水質検査

水源等で、次のような異常があり水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止して臨時の水質検査を実施するとともに、場合によっては安全が確認されるまで給水を停止いたします。

- イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ) 水源に異常があったとき。
- ニ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ホ) 浄水過程に異常があったとき。
- ヘ) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- ト) その他、特に必要があると認められるとき。

検査項目については、水質汚染の原因及び周囲の状況等から判断し検査が必要な項目について実施します。

9. 水質検査の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、必要に応じて町広報等にて公表いたします。

10. 関係者との連携

上ノ国町では、水道水の安全性確保のため、河川を管理する北海道（函館建設管理部・江差出張所）等、関係機関と連絡を密にし、水質保全の確保に努めます。

表 1 水質基準項目及び検査頻度

水源：桂岡水系

浄水採取箇所：総合福祉センター（ジョイじょぐら）

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/l 以下	4	1	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
臭気	42	ジオオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
クリプト指標	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	-	12	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クリプトสปリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	-	1	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表2 水質基準項目及び検査頻度

水源：湯ノ岱水系

浄水採取個所：上ノ国町役場 湯ノ岱出張所

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	1	1	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	同上
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
臭気	42	ジオオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
クリプト指標	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	-	12	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クリプトสปリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	-	1	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表3 水質基準項目及び検査頻度

水源：木ノ子水系

浄水採取個所：滝沢小学校

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	1	1	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	同上
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	42	ジオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
クリプト指標	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	-	12	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クリプトสปリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	-	1	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表 4 水質基準項目及び検査頻度

水源：小砂子水系

浄水採取個所：小砂子地蔵堂

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	16	1,1,2,2-テトラクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	同上
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	同上
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
臭気	42	ジオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
クリプト指標	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	-	12	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クリプトสปリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	-	1	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表5 水質基準項目及び検査頻度

水源：石崎水系

浄水採取個所：上ノ国町役場 石崎出張所

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施。
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、31年度は実施。
臭気	42	ジオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目（省略不可）
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
クリプト指標	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	-	1	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	1	
顕微鏡	-	クリプトสปォリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	-	-	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表 6

平成31年度 簡易水道（桂岡地区）検査項目等及び採水日程（計画）

項目		○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	1年	1年							○●						2	
5	セレン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
6	鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
7	ヒ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
8	六価クロム化合物	1年	1年							○●						2	
9	亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
12	フッ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
13	ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14	四塩化炭素	1年	1年							○●						2	
15	1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年							●						1	
17	ジクロロメタン	1年	1年							○●						2	
18	テトラクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
19	トリクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
20	ベンゼン	1年	1年							○●						2	
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	亜鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
33	アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
34	鉄及びその化合物	1年	1年							○●						2	
35	銅及びその化合物	1年	1年							○●						2	
36	ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○●						2	
37	マンガン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
38	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○●						2	
40	蒸発残留物	1年	1年							○●						2	
41	陰イオン界面活性剤	1年	1年							○●						2	
42	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
44	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
45	フェノール類	3年	1年							●						1	
46	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
47	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
48	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
49	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
50	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
51	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
項目数				21	9	9	23	9	9	42	40	9	9	21	9	9	219

指標菌	大腸菌(定量試験)	／	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞菌)	／	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	／	1年				●									1
項目数				2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表 7

平成31年度 簡易水道（湯ノ岱地区）検査項目等及び採水日程（計画）

項目		○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	1年	1年							○●						2	
5	セレン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
6	鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
7	ヒ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
8	六価クロム化合物	1年	1年							○●						2	
9	亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
12	フッ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
13	ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14	四塩化炭素	1年	1年							○●						2	
15	1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年							●						1	
17	ジクロロメタン	1年	1年							○●						2	
18	テトラクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
19	トリクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
20	ベンゼン	1年	1年							○●						2	
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	亜鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
33	アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
34	鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
35	銅及びその化合物	1年	1年							○●						2	
36	ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○●						2	
37	マンガン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
38	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○●						2	
40	蒸発残留物	1年	1年							○●						2	
41	陰イオン界面活性剤	1年	1年							○●						2	
42	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
44	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
45	フェノール類	3年	1年							●						1	
46	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
47	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
48	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
49	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
50	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
51	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
項目数				21	9	9	23	9	9	41	40	9	9	21	9	9	218

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表 8

平成31年度 簡易水道（木ノ子地区）検査項目等及び採水日程（計画）

項目		○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	1年	1年							○●						2	
5	セレン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
6	鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
7	ヒ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
8	六価クロム化合物	1年	1年							○●						2	
9	亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
12	フッ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
13	ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14	四塩化炭素	1年	1年							○●						2	
15	1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年							●						1	
17	ジクロロメタン	1年	1年							○●						2	
18	テトラクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
19	トリクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
20	ベンゼン	1年	1年							○●						2	
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	亜鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
33	アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
34	鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
35	銅及びその化合物	1年	1年							○●						2	
36	ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○●						2	
37	マンガン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
38	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○●						2	
40	蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
41	陰イオン界面活性剤	1年	1年							○●						2	
42	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
44	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
45	フェノール類	3年	1年							●						1	
46	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
47	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
48	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
49	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
50	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
51	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
項目数				22	9	9	24	9	9	41	40	9	9	22	9	9	221

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表 9

平成31年度 簡易水道（小砂子地区）検査項目等及び採水日程（計画）

項目		○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	1年	1年							○●						2	
5	セレン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
6	鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
7	ヒ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
8	六価クロム化合物	1年	1年							○●						2	
9	亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
12	フッ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
13	ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14	四塩化炭素	1年	1年							○●						2	
15	1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年							●						1	
17	ジクロロメタン	1年	1年							○●						2	
18	テトラクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
19	トリクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
20	ベンゼン	1年	1年							○●						2	
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	亜鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
33	アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
34	鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
35	銅及びその化合物	1年	1年							○●						2	
36	ナトリウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
37	マンガン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
38	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
40	蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
41	陰イオン界面活性剤	1年	1年							○●						2	
42	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
44	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
45	フェノール類	3年	1年							●						1	
46	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
47	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
48	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
49	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
50	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
51	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
項目数				23	9	9	25	9	9	40	40	9	9	23	9	9	223

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表10

平成31年度 簡易水道（石崎地区）検査項目等及び採水日程（計画）

項目		○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	1年	1年							○●						2	
5	セレン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
6	鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
7	ヒ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
8	六価クロム化合物	1年	1年							○●						2	
9	亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	1年							○●						2	
12	フッ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
13	ホウ素及びその化合物	1年	1年							○●						2	
14	四塩化炭素	1年	1年							○●						2	
15	1,4-ジオキサン	1年	1年							○●						2	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年							●						1	
17	ジクロロメタン	1年	1年							○●						2	
18	テトラクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
19	トリクロロエチレン	1年	1年							○●						2	
20	ベンゼン	1年	1年							○●						2	
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	亜鉛及びその化合物	1年	1年							○●						2	
33	アルミニウム及びその化合物	1年	1年							○●						2	
34	鉄及びその化合物	1年	1年							○●						2	
35	銅及びその化合物	1年	1年							○●						2	
36	ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○●						2	
37	マンガン及びその化合物	1年	1年							○●						2	
38	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○●						2	
40	蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○●			○			5	
41	陰イオン界面活性剤	1年	1年							○●						2	
42	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
44	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
45	フェノール類	3年	1年							●						1	
46	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
47	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
48	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
49	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
50	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
51	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○	13	
項目数				22	9	9	24	9	9	45	40	9	9	22	9	9	225
指標菌	大腸菌(定量試験)	1年								●						1	
検査	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞菌)	1年								●						1	
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	-															
項目数										2						2	



水質検査計画に関する問い合わせ先

上ノ国町役場 水道課

〒049-0698

檜山郡上ノ国町字大留 100 番地

TEL: 0139-55-2311

FAX: 0139-55-2025

HP : <http://www.town.kaninokuni.lg.jp>

